

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う 学位審査の取扱いについて（博士）

令和2年12月23日
医学系研究委員会

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の感染拡大に伴い、博士課程に係る学位審査について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 学術集談会

「京都府立医科大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針」における各レベルにより、開催方法を変更する。なお、判断基準日は、原則各学術集談会に係る第1回審査（教授会）の日とする。

また、下記（2）（3）の場合、その開催日については原則各集談会開催予定日とするが、指導教授・各審査委員・申請者と調整の上、別日程での開催も可能とする。

（1）レベル1（事務：当番教室）

会場を図書館ホールに変更して通常通り開催する。

（2）レベル2（事務：学生課大学院担当）

下記①②より、指導教授等が選択した方法により開催する。

（ただし、今般の状況を鑑み、当面の間は①による開催を推奨するものとする。）

① Zoomによるオンライン開催

② 対面による開催（原則申請者1名毎の個別開催とし、指導教授・審査委員・申請者以外の参加を認めない。）

（3）レベル3以上（事務：学生課大学院担当）

Zoomによるオンライン開催とする。

2. その他

レベル3以上に達した場合、乙論文に係る、学位申請手続以外の手続（予備審査・研究歴認定等）を停止する。たとえ既に受け付けていた場合であっても、その審査等は行わない。